

令和3年度 いじめ防止基本方針

二本松市立川崎小学校

二本松市立川崎小学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。）、福島県いじめ防止基本方針及び二本松市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「いじめ防止基本方針」を定め（法第13条）（市の基本方針第3章1）、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

（法第13条）

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（市の基本方針第3章1）

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、「国の基本方針」及び「市の基本方針」を参酌して、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 基本理念

- （1） いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2） いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3） いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

（1） いじめの定義

法第2条で定めたとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(市の基本方針第1章1)

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<具体的ないじめの様態>

- ① 冷やかしからい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通る時に足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。

- ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・ SNSのグループから故意に外される。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関するいじめ
 - ・ 濃厚接触，過去に感染し完治，感染の疑い及び全く疑いのない段階で，新型コロナウイルス感染に関して，事実でないことを言いふらし広める，故意に避ける等，本人の尊厳を踏みにじる言動を行う。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，次の組織を設ける。(法第22条)(市の基本方針第3章2)

- ① 名称
「学校いじめ防止等対策委員会」
- ② 構成員
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，その他関係者，必要に応じてSC，SSWなどの外部専門家
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有，分析を行う役割
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係する児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ，全ての児童を対象に，いじめの未然防止に取り組む。
- ② いじめは表面化せず，「見えない，見とれない」ものという認識を踏まえ，気になる児童の掘り起こしに努め，生徒指導委員会，職員会議などの場を捉え，全教職員で見とり，対応するとともに，その状況や対応について記録を残すようにする。
- ③ 未然防止を図るためには，児童に，お互いの人格を尊重し，相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに，心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。また，児童がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し，いじめが重大な人権侵害に当たり，刑事罰の対象になり得ることを理解させる。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ⑤ 教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

- ⑥ 新たないじめの発生を予見しながら、未然防止の指導を継続していく。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関するいじめ(誹謗中傷, うわさ, 無視, 接触を故意に避ける等)について定期的に指導し, 未然防止に努める。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり, 遊びやふざけあいや装って行われたりするなど, 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し, ささいな兆候であっても, いじめではないかとの疑いを持って, 早い段階からの確に関わりを持ち, いじめを隠したり軽視したりすることなく, いじめの早期発見に努める。
- ② 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め, 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて, 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により, 児童がいじめを訴えやすい体制を整え, いじめの実態把握に取り組む。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・相談を受けた場合には, 特定の教職員で抱え込まず, 速やかに組織的に対応し, 被害児童を守り通すとともに, 加害児童に対しては, 当該児童の人格の成長を旨として, 教育的配慮の下, 毅然とした態度で指導する。これらの対応について, 教職員全員の共通理解, 保護者の協力, 関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ② いじめは, 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは, 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - A いじめに係る行為が止んでいること。(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が, 少なくとも3箇月を目安に相当の期間継続していること。)
 - B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ, 日常的に注意深く観察すること。)

(法第22条)

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は, 当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため, 当該学校の複数の教職員, 心理, 福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等対策のための組織を置くものとする。

(市の基本方針第3章2)

第3章

2 いじめ防止等のための組織の設置

各学校は, 法第22条の規定に基づき, いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため, 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 養護教諭その他関係者及び必要に応じて, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家により構成する「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等とその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

(6) 重大事態発生時の対応

「重大事態の発生」とは，法第28条に規定されている法第1号，第2号及び「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改訂）「児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」を言う。

① 法第1号 いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② 法第2号 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 「児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」又，法第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」は，いじめを

受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(法第28条)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」)

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(7) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項の規定により、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告する。

(法第30条①)

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(8) 重大事態に対する調査及び組織

市教育委員会の判断で学校が調査を行う場合の組織は、「学校いじめ防止等対策委員会」とする。

(9) 調査結果の提供及び報告

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ② 調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。又、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(10) 年間計画

月	面談・実態調査	校内研修	評価
4	家庭環境調査 メディアに関する出前授業	基本方針・未然防止・早期 発見・情報交換	
5	特別支援調査 情報に関するアンケート 「生活・いじめアンケート」① hyper-QU	教育相談の進め方	
6	教育相談① 家庭訪問	交友調査・いじめ調査・情 報交換	
7		hyper-QUの分析	中間評価
8		情報交換	
9		ケース会議	
10		情報交換	
11	学校評価保護者・児童) 「生活・いじめアンケート」② 教育相談②		
12	個別懇談(保護者)	情報交換	
1		情報交換	
2	「生活・いじめアンケート」③		年間評価 報告
3			

(11) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についてアンケートによる評価を行う。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。